

福岡県公報

令和三年九月十七日
第二百三十四号
増刊
①

目次

規 則 (第四十二号・第四十三号)

○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課) ……………一

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課) ……………三

訓 令 (第十六号)

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三

規 則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 (平成十五年福岡県規則第三十五号) の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第七条 削除

第二十二条中「身分証明書」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号を次のように改める。

附則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次にように改正する。
別表三四の項を次のように改める。

三四 削除

附則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第十六号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
別表中

スポーツ 事務関係					
豊前市	筑後市	飯塚市	直方市	久留米市	福岡市
築上郡 京都郡 豊前市 行橋市	八女郡 三潁郡 みやま市 大川市 筑後市 柳川市 八女市	嘉穂郡 嘉麻市 田川市 田川郡	飯塚市 田川市 嘉麻市 田川郡 鞍手郡 遠賀郡 宮若市 中間市 直方市	北九州市 朝倉市 朝倉郡 三井郡 うきは市 小郡市 久留米市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡
スポーツ振興課					
一 スポーツの推進に関する総合企画・調整に関すること。 二 スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。 三 スポーツに関する指導助言に関すること。 四 スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。					

を

スポーツ 事務関係						
豊前市	筑後市	飯塚市	直方市	久留米市	福岡市	北九州市
築上郡 京都郡 豊前市 行橋市	八女郡 三潞郡 みやま市 大川市 筑後市 柳川市 大牟田市	田川郡 嘉穂郡 嘉麻市 田川市 飯塚市	鞍手郡 遠賀郡 宮若市 中間市 直方市 北九州市	朝倉郡 朝倉市 うきは市 小郡市 久留米市	糟屋郡 那珂川市 糸島市 福津市 古賀市 太宰府市 宗像市 大野城市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市
スポーツ振興課						スポーツ企画課
<p>一 スポーツの推進に関する総合企画・調整に関すること。</p> <p>二 スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。</p> <p>三 スポーツに関する指導助言に関すること。</p> <p>四 スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。</p>						<p>二〇二一世界体操・新体操選手権北九州大会関係事務に関すること。</p>

に

改め、公害対策事務関係の項担当事務の欄中第一号ニ及びホ、第二号ニ並びに第四号ニを削る。

第二条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄中第八号ハを削る。

附 則

この訓令は、令和三年九月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十一月一日から施行する。